

平成 29 年 2 月 10 日付け一般競争入札公示第 7 号分

## 入 札 説 明 書

### 入札事項名

- ・ フェリー太陽代理店業務（宮之浦港）
- ・ フェリー太陽代理店業務（口永良部港）
- ・ フェリー太陽代理店業務（島間港）

〒891-4205

屋久島町宮之浦 1593 番地

屋久島町 財産管理課 船舶係

電話 0997-42-0100（内線 207）

## 入札説明書

フェリー太陽代理店業務（宮之浦港・口永良部港・島間港）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公示日 平成 29 年 2 月 10 日

2 入札執行者 屋久島町長 荒木 耕治

3 契約担当課 〒891-4205

屋久島町宮之浦 1593 番地

屋久島町 財産管理課 船舶係

電話 番号 0997-42-0100（内線 207）

ファックス 0997-42-1505

4 入札に付する事項

(1) 名称

フェリー太陽代理店（宮之浦港）業務委託

フェリー太陽代理店（口永良部港）業務委託

フェリー太陽代理店（島間港）業務委託

(2) 業務の内容

- ① 出航 1 時間前に代理店受付所を開設
- ② 旅客、貨物、手荷物、小荷物、自動車航送の受付業務
- ③ ②の証拠簿冊等作成及び指定の様式による報告
- ④ 乗船前、降船後の陸上における乗客の安全確保及び航送車両の整理誘導
- ⑤ 入港時の綱取り・タラップ取付け、出港時の綱はずし・タラップ取り外し作業（運航計画変更等による通常時間外の出港・入港時も含む）。
- ⑥ 無人車両の積込・積降
- ⑦ 車両の予約受付・問い合わせ対応
- ⑧ 旅客、貨物、手小荷物、自動車航送の運賃の送金業務
- ⑨ 他港との連絡調整
- ⑩ 郵便物を上屋久郵便局までの輸送（宮之浦港のみ）

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 屋久島町及び鹿児島県から事業等に関し入札参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

に定義されるもの)の利益となる活動を行っていない者。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381号第1項の規定により会社の整理の開始の申立てがなされておらず、かつ、同条第2項の規定による通告を受けていないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定により破産の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされている場合を含む。)がなされていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第15号)第17条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)がなされていないこと。ただし、会社更生法第41条第1項の規定による更正手続開始の決定(旧更正事件に係る同法第199条第1項の更正計画(旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画を含む。)の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。
- (8) 平成12年3月31日以前に、民事再生法(平成11年法律第255号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律72号)第12条第1項の規定により和議開始も申立てがなされていないこと。
- (9) 平成12年4月1日以降に、民事再生法第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の規定により再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしない又は申立てをされなかったものとみなす。
- (10) 主たる事業所が鹿児島県熊毛郡内に所在する者
- (11) 荷役作業が可能な者

## 6 入札参加希望の申請方法等

### (1) 申請の方法

所定の入札参加申請書に、次に掲げる書類(ア、イ及びウについては告示日から起算し、3か月以内に発行されたもの)を添付して、直接又は郵送により提出すること。

ア 商業登記簿謄本(法人の場合に限る。)

イ 納税証明書

① 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

② 屋久島町の町税(屋久島町外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市町税)について未納の税額がないことの証明書

ウ 印鑑証明書

## (2) 受付期間

平成29年2月13日（月）から平成29年2月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

なお、郵送の場合は、平成29年2月22日（水）午後5時15分必着のものまで有効とする。

## (3) 入札参加申請受付場所

前記3に同じ

## 7 入札説明書等に対する質疑応答

入札説明書等に対する質問は、電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

### (1) 質疑期間

資格申請書類等に関することは、本公告の日から平成29年2月22日（水）午後5時15分までとする。

### (2) 受付電子メールアドレス

zaisan@yakushima-town.jp

### (3) 質問の様式

様式を定めないが「フェリー太陽代理店業務契約の件」と件名を明記すること。

## 8 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成29年2月28日（金）午後2時

(2) 場所 屋久島離島開発総合センター 第2会議室

## 9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、入札に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額を平成29年2月24日までに納付する必要があります。

(2) 契約保証金は、免除とする。

## 10 最低制限価格

設定する。

## 11 入札方法

(1) 郵送及び電信による入札は認めない。

(2) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(3) 入札に参加する者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名（フェリー太陽代理店 港名）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

(4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行する

ことができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札執行回数は、港毎それぞれ3回までとする。

## 12 開札

即時開札とする。

## 13 入札書の記載方法等

- (1) 入札金額は、1年間あたりの金額を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 14 入札の無効等

次の号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さず加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) その他入札条件に違反したと認められる者の入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格以上で、かつ、予定価格に達さない者の中で最小の価格で申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 17 契約書の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書（案）を提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、期日を延長することができる。

## 18 その他

入札参加者は、入札説明書、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。